

令和5年度 入札参加資格審査申請について

令和4年 11月

令和5年度入札参加資格審査申請について、変更点や昨年までによくあった質問を掲載します。

記

●共通事項

1. 役員等名簿には監査役も記載しなければいけませんか。
→記載してください。委任先の代表についても記載してください。
2. 本社所在地が登記簿上と実際と違うのですが、申請書にはどちらを記載すればよろしいですか。
→申請書記載の住所は契約の住所になります。その点に留意して記載してください。郵便物等も申請書記載の住所に送ります。契約先は登記、郵便物は別の所にと使い分ける事は出来ません。
3. 資本関係・人的関係調書で関係する会社が多いのですが全て記載する必要がありますか。
→同じ業種や物を扱う会社全てを記載してください。沢山ある場合には代表的な会社を3～4社記載していただき、後は任意様式（パンフレット可）で結構ですので別添としてください。また、甲賀市に指名願いを提出する予定の会社がある場合は必ず記載してください。
4. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しや許可証など申請後に最新のもの交付された場合、後日の郵送でもよろしいか。
→申請時に最新のもので結構です。申請後、更新されても送付の必要はありません。廃業や取り下げの場合は変更届に添付してください。
5. 4月以降に他社と合併する予定ですが、どのようにすればよろしいですか。
→両社とも申請してください。合併後、関係書類が全て揃ったうえで変更届の申請をしてください。その際、どちらかしか指名は残せませんので注意してください。
6. 支店や営業所が登記されていないため納税証明書がもらえません。
→未納がないことがわかる証明をもらってください。
7. 他市町村の実績とあるが、他府県の実績でもよろしいですか。
→問題ありません。

8. 個人の住所はどこまで記入する必要がありますか。
→市町村までは記載してください。
9. 支店・営業所ごとに物品役務の内容を変えて申請することは可能ですか。
→不可です。各会社の申請は、建設工事・コンサルタント・物品役務それぞれで1つずつとしてください。
10. 消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。

11. 市内・準市内業者については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便又は宅配便による提出とします。

●物品役務等

1. 役務提供・物品供給等を物品役務等へ一本化しています。
2. 申請業種はそれぞれ5業種、合わせて10業種としています。希望調書は指定様式3に役務、指定様式3-1に物品として記入してください。また、対象となるページのみの添付で申請可能です。その際は添付忘れに注意してください。
3. 希望調書の希望2・種目区分、「9 その他」を希望される場合は、内容の記載が必要になります。カッコ内に内容を記載いただくようお願いします。

甲賀市総務部 管財課契約検査係 電話 0748-69-2127 FAX 0748-63-4627
